

財関第469号  
令和4年6月20日

各税関長殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 阪田 渉

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和4年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

次に掲げる様式をこれに対応する別紙4-1に掲げる様式に改める。

税関様式C第1000号

税関様式C第1000号-13

税関様式C第1000号-1

税関様式C第1005号

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙4-2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙5 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙6 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。